

貸付金の繰上返済申出書

大阪市職員共済組合理事長 様

大阪市職員共済組合貸付規程第12条第5項の規定に基づく貸付金の返済につき、次のとおり申し出ます。

所 属	局 室 区	担 当 所	(TEL :)
フリガナ			
氏 名		職 員 番 号	

返済を希望する貸付金の種類					
☐	住 宅 貸 付	☐	災 害 貸 付	☐	介 護 住 宅 貸 付
貸 付 番 号					

返済申出区分	返済種類	返 済 額	
☐	一括返済	給与・賞与両方	給与償還分及び賞与償還分の残債務の全額
☐		給与分	給与償還分の残債務の全額
☐		賞与分	賞与償還分の残債務の全額
☐	一部返済	給与分	給与償還分の残債務の一部 [希望回数 回分]
☐		賞与分	賞与償還分の残債務の一部 [希望回数 回分]

返 済 希 望 月	令和 年 月
-----------	--------

- ◎ 希望する区分に丸印をしてください。
- ◎ 一部返済の希望回数には、返済希望月以降、何回分の返済を繰上げるかを記載してください。
なお、繰上げ返済額の確認のため、償還予定表が必要な場合は、大阪市職員共済組合庶務係(06-6208-7596)までご連絡ください。
- ◎ 給与・賞与償還分の一括返済後は、翌月からの償還が停止となります。
- ◎ この申出書を、返済希望月の前月末までに、市長部局の場合は直接、市長部局以外の場合は所属所を通じ、共済組合へ提出してください。
納付書については、返済希望月の10日頃に、市長部局の場合は直接、市長部局以外の場合は所属所を通じて送付しますので、返済月の25日（金融機関休業日の場合は前営業日）までにりそな・三菱UFJ・三井住友・みずほの四行の本支店にて納付してください。
(手数料は無料です。)

* 他の金融機関では、取り扱いできませんのでご注意ください。